

# 当社の安全衛生管理の取り組み

大渕 貴之

## 1. 当社の安全衛生管理

1960年代の高度経済成長期には、目覚ましい経済発展のかけで、年間6,000人以上が労働災害により命を落としており、大きな社会問題になっていた。このような背景から、職場における労働者の安全・健康の確保と快適な作業環境の形成促進を目的とする労働安全衛生法が1972年に制定された。当社はその翌年、1973年に設立された。

以来、当社は安全・安心な職場づくりを目指して安全衛生管理に努めてきた。これまで50年の年月を重ね、業務内容や社会環境の変化に伴い、安全衛生管理に関わる取り組みも増えたが、同時に多くのデータも集積してきた。それらを取りまとめることにより、今後の安全衛生管理に役立てることができる。

当社が携わる現場作業や内勤作業にも、ケガや体調不良を引き起こすリスクが少なからず存在している。そこで当社では、健康管理委員会を組織し、業務上発生したヒヤリ・ハット<sup>1)</sup>や事故<sup>2)</sup>、災害<sup>3)</sup>を事例集としてまとめ、日々の安全管理に反映させるとともに、安全管理実行書（1992年7月運用開始）を管理・運用している。

その他、特に業務経験の浅い新入社員には、健康管理委員会が安全講習を実施し、安全対策を周知している。さらに、業務上、車両運転が必要不可欠な要素であることから、新入社員や運転が不慣れな社員を対象に、各種機関で実施している運転講習の受講を推進している。現場作業において懸念される危険生物との遭遇・接触に伴う危険性及びその対応については、危険生物対応マニュアルとしてまとめ、対策を講じている。

以上の他にも当社が取り組む安全衛生管理は多数あるが、本報では、現場作業全般に通じる安全対策及び室内作業に従事する社員の健康を損なわないための取り組みの一部について、項目別に紹介する。

## 2. 取り組み事例

### 2.1 ツールボックスミーティング（TBM）

ツールボックスミーティング（以下、TBM）は、主に現場出発前の準備時に、調査員全員が使用資機材に対して共通の認識を持つために実施している（図1、図2）。十分な事前確認をせずに現場で資機材を使用したために紛失・流失、破損、使用不可等を発生させた過去の経験をもとに、使用資機材の作動確認、破損の有無確認、使用方法及び留意点の確認等を徹底している。

資機材に関するヒヤリ・ハットの削減及び調査員の意識啓発につながり、安全かつ効率的な現場作業を可能とするほか、顧客に信頼される成果を得るために重要な活動となる。



図1 TBM実施状況（札幌・河川現場準備）



図2 TBM実施状況（大阪・海域現場準備）

<sup>1)</sup> 重大な事故や災害には至らないものの、これらにつながる可能性がある事象。

<sup>2)</sup> 人の障害が伴わない出来事(労働安全衛生法)

<sup>3)</sup> 人の障害を伴う出来事(労働安全衛生法)

## 2.2 危険予知（KY）活動

危険予知（KY）活動（以下、KY活動）は、毎日の現場作業開始前に、調査員全員で行う安全確認活動である。各現場においてヒヤリ・ハット事例集を参考に各現場で予測される危険及びその対策をKY活動表（表1）に記載し、調査員全員で確認を行う（図3、図4）。また、当社ISOの規定に則り保管・運用している、「作業・安全に関する会議録」及び「作業員の健康管理表」を現場毎に作成し、現場出発前、帰社後の安全活動状況の確認及び調査期間中における調査員の体調管理を行っている。

調査開始前にKY活動を実施することで、調査員同士が声を掛け合う等コミュニケーションを生み、調査中の安全意識の向上につながった。気の緩みや、慣れから生じるヒヤリ・ハットや事故が発生するリスクも減少させることができる。

表1 KY活動表

| 危険予知活動（KY）表 |      |     |
|-------------|------|-----|
| 業務名         |      |     |
| 発注者         |      |     |
| 受注者         |      |     |
| 調査年月日       | 年    | 月 日 |
| 調査項目        |      |     |
| 調査内容        |      |     |
| 想定される危険事項   | 対策事項 |     |
| KY責任者       | 調査員  | 名   |



図3 KY活動（本社・河川現場）



図4 KY活動（中部・海域潜水現場）

## 2.3 救命救急講習

平成27年、当社の海域現場において危険生物との接触事故が発生した。この事故を教訓に、救命救急の知識と技術の習得を目的として、毎年、救命救急講習を受講している。

受講内容は、心肺蘇生とAED（図5）に始まり、三角巾（包帯施術含む）使用方法（図6）、傷手当、止血、虫され（ハチ等）対応、骨折時の対処（副子のあて方等）（図7）、負傷者の体勢保持及び運搬方法など多岐にわたり、実践的かつ有用な技術の習得に努めている。

万が一、災害や事故が発生してしまった場合でも、救命救急講習で身に付けた知識と技術を活用できれば、尊い人命を失わず、苦痛や心理的不安も軽減させて大事に至らずに済む可能性が高まる。このことは、お互いが安心して働く職場づくりにつながる。



図 5 心肺蘇生とAED



図 6 包帯施術



図 7 骨折時における対応

#### 2.4 作業環境測定（室内環境対策）

当社では室内作業として、薬品で固定された生物試料分析を行っているが、薬品によっては長時間の暴露・吸引があつた場合に、社員の健康を損なう危険がある。

当社では、社員の健康管理及び健全な作業環境維持のため、作業環境測定（図8）を全社で実施しており、作業環境測定基準に従つて評価を行っている。その結果、改善が必要な場合は、様々なレベルでの措置を事業所毎に早急に講じている。

劣悪な作業環境は、社員の肉体だけではなく精神衛生にも悪影響を与え、生産性の減退にもつながる。健全で安全、安心な作業環境の向上に努めることが、働きやすい職場をつくるために重要だと考えている。



図 8 作業環境測定実施状況

### 3. まとめ

本報では、当社における安全対策の取り組みについて一部を紹介してきたが、何より重要な点は、社員一人ひとりが安全意識を強く持つことである。重大災害は、「少しくらいなら大丈夫」、「多分大丈夫」等、気の緩みから生じているケースが多い。また、たとえ軽微なヒヤリ・ハットでも繰り返すうちにいつかは重大事故や災害に繋がる危険性がある。

現在、健康安全管理委員会では「ハインリッヒの法則」(図9) や「フェイルセーフとフルブルーフ」(図10) の概念を学びつつ、安全衛生管理の取り組み及びシステム構築を目指している。労働災害を完全にゼロにすることはできないとされているが、社員の安全に対する意識と知識が高まれば、起きたら災害を未然に防ぐことは可能である。

当社が定める基本方針には、安全・衛生の確保を最優先に考え、業務に関わる全ての人の生命と健康を守ることを第一に掲げている。これを実現するため、健康安全管理委員会は、今後も繰り返し情報発信、啓発活動を実施するとともに、事後対応ではなく、「方策」として事前の計画・検討をしっかりと行っていく。

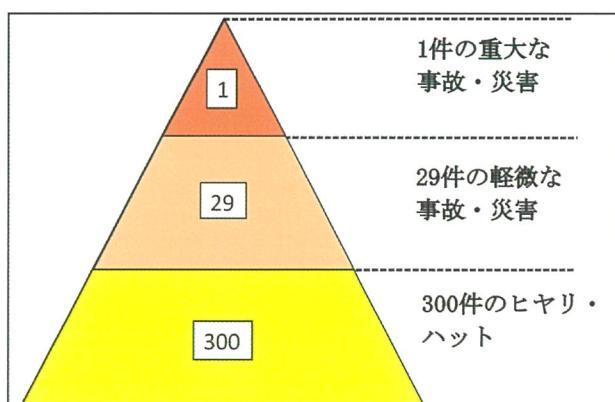


図9 ハインリッヒの法則

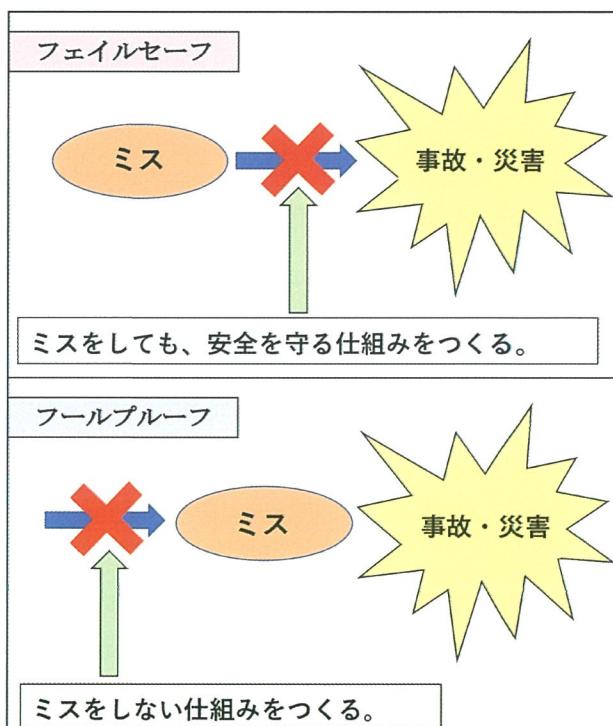


図10 フェイルセーフとフルブルーフ

